

令和7年度第1回船橋市学区審議会会議録

1. 開催日時

令和7年7月7日（月）午前10時20分から午前10時45分

2. 開催場所

市役所本庁舎 7階 教育委員室

3. 出席者

【学区審議会委員】

杉水 純子（市立小学校の校長）

礮野 護（市立中学校の校長）

大江 巧（学識経験者）

佐原 摩貴子（学識経験者）

加瀬 武正（学識経験者）

齋藤 新太郎（学識経験者）

五十嵐 正樹（市職員）

吉川 健（市職員）

日高 祐一郎（市職員）

【教育委員会事務局】

長谷川 学務課長

高橋 学務課長補佐

横堀 学務課学事係長

松岡 学務課主任主事

八尾 学務課主事

4. 欠席者

海老原 大樹 委員

5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

【議題】

(1) 「通学区域の追加設定又は削除について」（諮問）に対する答申について

① 葛飾小学校区

・西船4丁目9番「7号」を葛飾小学校(西海神小学校を選択できる地域)の通学区域より削除する。

・印内2丁目2番「17号」を葛飾小学校(西海神小学校を選択できる地域)の通学区域より削除し、印内2丁目2番「17号の一部」を通学区域

とする。

② 西海神小学校区

・西船4丁目9番「5号、6号」を西海神小学校(行田西小学校を選択できる地域)の通学区域とする。

・印内2丁目2番「17号以外」を西海神小学校(行田西小学校を選択できる地域)の通学区域より削除し、印内2丁目2番「(17号の一部を除く。)」を通学区域とする。

③ 夏見台小学校区及び塚田小学校区

夏見台3丁目2番「29号」を夏見台小学校の通学区域より削除し、塚田小学校(夏見台小学校を選択できる地域)の通学区域とする。

④ 船橋中学校区及び旭中学校区

夏見台3丁目2番「29号」を船橋中学校の通学区域より削除し、旭中学校の通学区域とする。

(2). 報告

(3). その他

【公開・非公開の別】

公開

6. 傍聴者数

0人

7. 決定事項

葛飾小学校、西海神小学校、夏見台小学校、塚田小学校、船橋中学校及び旭中学校の通学区域の変更について、事務局案のとおり答申された。

8. 議 事

(大江会長)

本日は、学区審議会委員10名のうち、9名のご出席がございますので、船橋市学区審議会条例第5条第2項の規定により、会議開催の要件が成立いたしました。ただ今より、令和7年度第1回船橋市学区審議会を開会いたします。なお、本会議は議事録をホームページ上で公開する都合上、議事を録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは、本日の議事へ移ります。議事(1)は教育委員会からの諮問となります。学区審議会としての意見をまとめ、教育委員会に対して答申する必要があります。

りますので、よろしくお願ひいたします。

諮問事項が（１）から（４）までであるとのことですので、まず（１）（２）について取り扱います。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

（事務局 横堀）

事務局、学務課学事係の横堀と申します。よろしくお願ひいたします。説明につきまして着座にて失礼します。

本日の説明の進め方ですが、お手元の資料と同じものをスクリーンにも投影しておりますので、御覧ください。

一部ですが、スクリーンのみでお示しする資料もございますので、ご確認をお願いします。

今回の議題としております「通学区域の追加又は削除設定について」は、船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、以下「規則」と申し上げますが、こちらを一部改正する内容になりますので、学区審議会への諮問事項となります。

学区を定める規則については、例えば何々小学校の学区は、何丁目の全域、又は何丁目何番何号など、細かく定められている場合もございますが、住所によって定められております。

はじめの案件について説明します。お手元の資料では４ページ資料①－１になります。

これから説明する案件につきましては、これまで建物等がなかった土地に、住宅が建つことなどで、新たに住居表示が定められたため規則改正を行うものとなっておりますので、通学区域の線引きを変更するものではありません。

はじめの案件の該当箇所である西船４丁目９番６号の位置は、赤字で「号追加エリア」と記載された箇所になりますが、位置としては北西に葛飾小、東側に西海神小があり、京成西船駅の近く、ＪＲ武蔵野線と京成線が交差するあたりになります。

次にお手元の資料では５ページ資料①－２になりますが、対象地区西船４丁目９番を拡大したのようになります。黒線のエリアが９番になりますが、ＪＲ武蔵野線で東西に分断されており、西側、左側が葛飾小、西海神小選択学区、東側、右側が西海神小、行田西小選択学区となっております。今回、この東側に新たに住居が建ち、これまでなかった号が付番されました。このため、新たに付番される住居表示を規則に盛り込むものです。

次の資料はスクリーンのみになりますので、スクリーンの方を御覧ください。

こちらは、対象地域をさらに拡大した図となりますが、地図データに事務局が現地を確認した情報を合わせ、分かりやすくなるよう簡略化し作成したものですので、参考として御覧ください。

先ほどご説明しましたように、東側のオレンジのエリアには、現在の規則では「1号から4号」しかありませんが、ここに新たに6号が付番されております。今は規則にない5号も同じように住居が建った場合、その間に付番されることになるため「1号から6号」というように変更します。

また7号については、規則では西側にある青色のエリアにあることになっておりますが、現状では7号自体はなくなっております。今後、仮に付番される場合は東側の恐らくは6号の隣、南側に付番されることになるのとこのことを、住居表示の担当課に確認しておりますので、現状に合わせて、東側、青色囲みの学区からは消しておくものです。

次にお手元の資料では11ページ又はスクリーンを御覧ください。今、ご説明した内容を規則の新旧対照で確認いたしますと、現在の規則では右側の列「改正前」の中ほど西海神小学校の西船4丁目9番「1号から4号」という記載を、左側同じく中ほどにあるように「1号から6号」に改めます。また、お手元の資料では同じページの下部からありますが、葛飾小学校について、西船4丁目、右側「改正前」にある「9番7号」を「改正後」の方では削除しております。

なお、中学校区については、4丁目9番は全域で葛飾、海神中の選択学区であるため、規則上の変更はありません。

続きまして、お手元の資料では6ページ資料②-1について説明いたします。こちら新しく号が付番されたことに伴い規則を追加するものです。

本件の対象地域は、印内2丁目2番になります。西側に葛飾小、北側に行田西小、東側に西海神小があり、その中央あたりに位置しています。

次に7ページ資料②-2を御覧ください。当該地域を拡大したものになります。この2丁目2番も先ほどと同じようにJR武蔵野線で東西に分かれており、西側の小さなエリアが葛飾小、西海神小の選択学区となっており、東側が西海神小、行田西小の選択学区となっております。

次にスクリーンをみの資料となりますので、スクリーンを御覧ください。今の規則では、西側、青囲みの葛飾小、西海神小の選択学区が印内2丁目2番「17号」となっており、東側、オレンジ囲みの西海神小、行田小の選択学区が「17号以外」となっております。今回新たに東側、オレンジ囲みの方においても17

号が付番されました。このようにひとつの番の中に、同じ号が存在し、かつそれが異なる学区となっている場合、規則では「何号の一部」と表現しておりますので、今回の場合も西側を「17号の一部」と修正し、東側のそれ以外の部分を2丁目2番「(17号の一部を除く)」と表現することになります。

お手元の資料では11ページを御覧ください。今ご説明した内容を規則の「新旧対照」で確認いたしますと、右側「改正前」では西海神小学区の「印内」にところで2丁目2番「(17号を除く)」としているところを、左側「改正後」では2番「(17号の一部を除く)」とします。次に12ページ、同じく葛飾小学区の印内2丁目では、ただ今の説明と対応する形で右側の「改正前」2番「17号」となっているところを「17号の一部」としています。

なお中学校区については、印内2丁目2番は全域で葛飾中、海神中の選択学区となっておりますので、規則上の変更はございません。

以上でございます。

(大江会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対しまして、何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

(加瀬委員)

この2件について、新たに住居表示が追加された分の変更ということで、間違いないでしょうか。今までの学区の線引きが変わったわけではないということですね。

(事務局 横堀)

はい、そのとおりです。

(加瀬委員)

了解しました。

(大江会長)

ありがとうございました。それでは続いて(3)(4)について事務局からの説明をお願いします。

(事務局 横堀)

資料③について説明いたします。

この件につきましては、先ほどまでの新たに付番された2件とは異なり、学区を号で指定している地域について、現状と異なる部分がないかなど点検していくなかで、現在の状況が当初学区を設定した意図とは異なる状態になってしまっていることが判明したため、修正するものです。こちらの案件についても通学区区域自体の線引きを変えるものではありません。

お手元の資料では8ページ資料③-1を御覧ください。対象地域である夏見台3丁目2番を広域で記載しております。この場所は周辺に塚田小、塚田南小、夏見台小があり、その中央あたりに位置しております。

次に9ページ資料③-2を御覧ください。当該地域を拡大したものになります。黒線で囲まれた部分が3丁目2番になりますが、小学校の学区としては西側が塚田小、夏見台小の選択学区、東側が夏見台小学校となっております。次ページに中学校の学区がございますが、西側が旭中、東側が船橋中学校となっております。

次に、スクリーンのみ資料でございますので、前方を御覧ください。現在の規則では西側、オレンジ囲みの3丁目2番「30号から32号」が塚田小、夏見台小の選択学区、中学校が旭中学校区となっております。東側、青囲みの「1号から29号」が夏見台小学校、中学校が船橋中学校区です。

今回点検しているなかで、29号については規則では東側、青囲みの学区に定めておりますが、実際には、学区線を設定した際の意図とは異なり西側、オレンジ囲みの学区の方に存在する状態となっております。そこで、29号について東側の学区から削除し、西側の学区に入れ込むよう修正を行います。

12ページを御覧ください。ただ今説明した夏見台3丁目の「新旧対照表」となります。右側改正前の夏見台小の夏見台3丁目2番「30号から32号」を左側「改正後」では3丁目2番「29号から32号」とし、お手元の資料では12ページが一番下から次の13ページに続いている塚田小の夏見台の部分については「30号から32号」を、「29号から32号」に改めます。また同じく13ページ、中学校区についても船橋中学校と旭中の部分も対応するように同様の修正を行うことにしております。

説明は以上です。この諮問につきまして答申をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(大江会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対しまして、何かご質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。他に質問等ないようでしたら、ただ今の諮問事項につきまして、学区審議会としての意見をまとめ、教育委員会に対して答申したいと思います。委員の賛否について、お諮りしたいと思います。

諮問のとおり、通学区域の変更を行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

(一同)

異議なし。

(大江会長)

ありがとうございます。異議なしと認め、結論づけをした内容により、本日付けをもって教育委員会に対して答申するものと決しました。

事務局は、答申案の用意ができますでしょうか。

<事務局で答申案を配布>

(大江会長)

答申案をお読みいただき、ご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、お配りしました答申案のとおり、教育委員会へ答申するものといたします。

予定として、今月の教育委員会議に諮り、8月よりの変更を見込んでおります。

それでは、議事(2)教育委員会からの報告となります。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局 横堀)

報告事項について、説明させていただきます。

資料では14ページ、もしくはスクリーンの方を御覧ください。

こちらにつきましては、前期の審議会委員の皆様にご文書にて情報提供をしておき、その際にご意見等を伺いましたが、特段ご意見、ご質問等はありませんでした。

今期からの委員となられた方もいらっしゃるもので、改めて日本建鉄跡地の状況や学区変更案について説明します。

資料に沿って説明いたします。

まず、「開発地域」ですが、山手1丁目の日本建鉄跡地となります。位置は、

お手元の次ページでご確認ください。こちらの「現在の学区」は、小学校は行田東小学校、中学校は行田中学校となっております。

「現在の状況」としましては、工事着工前の状態ではありますが、昨年11月に開催された市都市計画審議会において示されたマンションの供給戸数の範囲はおおよそ1,200戸であり、また、最も早いスケジュールの場合、令和10年4月に順次供用開始となるとの情報がありました。

そこで、この開発によって増加する児童生徒数の推計値を基に、受入先となる小中学校について教育委員会内で協議を行った結果、「学区の変更案」として記載しているとおり、小学校については現学区の行田東小のまま、中学校の学区については行田中学校から海神中学校に変更する方針とすることとなりました。

理由としまして、行田東小学校については、敷地にスペースがあることから校舎を増築することが可能で、ひとつの学校で開発により増加する児童すべてを受け入れることができる見込みであります。

中学校については、学区の行田中学校では、増加する生徒を一校で受け入れることができないため、令和9年度の供用開始を目途に校舎建替を進めている海神中学校であれば、開発により増加する生徒の受け入れが可能です。加えて、当該開発地域は海神中学校の目の前であり、行田中学校と比較して通学距離が短くなります。

なお、今回の変更は開発地域の中学校の学区のみを変更するというものですので、現在住民が居住している地域の学区を変更するものではございません。

このような方針で「進捗状況」にありますように進めて参りました。冒頭に申し上げましたが3月に前期の学区審議会の委員の皆様へ文書にて報告、そしてご意見等の聴取をしまして、4月、5月に行田東小学校、海神中学校、各学校の学校運営協議会へ参加し説明させていただいています。6月に関係地域の連合町会長にご相談の上、関係する町会、自治会へ文書の回覧を依頼したところです。

今後の流れとしましては、まだこの建物の住所が決まっていないため、この学区審議会の場に諮問し、規則改正をすることができない状況です。住居表示の担当課に確認したところ、建設がある程度進み外観などができないと住所が定まらないとのことでありますので、恐らく来年以降になると思いますが、その際はこの件を改めて諮問する予定であります。

また、ホームページで学区変更を検討している地域については「学区変更を予定している地域」として掲載しておりますので、この審議会終了後に用意が整い次第、ホームページに掲載することを予定しております。

説明は以上です。

(大江会長)

ありがとうございました。新規の委員もいるため、改めてのご報告いただいたということです。地域や学校への説明も進められているとのことですが、ただ今の事務局からの説明に対しまして、何かご質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。今後、この対象となっている建物の住所が定まったら、当審議会に諮問されるということです。

また、今後ホームページに学区変更予定地として掲載するということです。

続きまして、議題3「その他」となります。他に何か学区に関するご意見やご質問がありましたらお願いします。

それでは特段ないようですので、議題「その他」を終わりにしたいと思います。すべての議題を終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第1回学区審議会を閉会いたします。

委員の皆さま、お疲れ様でした。

9. 問い合わせ先

教育委員会 学校教育部 学務課 学事係

TEL : 047-436-2853